

ご家庭で不用となった園芸用土をカインズ 新座店で回収します！！

～この事業は、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に向けた取り組みです～

市では、廃棄物の減量及び循環型社会の実現を目的として、埼玉県新座市、株式会社カインズと、「資源循環に資する事業の連携に関する協定」を締結し、連携事業の第1弾として不用となった家庭用の園芸用土を回収します。回収した園芸用土は、焼成・殺菌等の工程を経て再生され、新たな園芸用土として販売されます。お持ちいただく際は、カインズ会員の無料登録が必要です。【事業開始日】9月5日(土)【回収場所】カインズ 新座店（埼玉県新座市大和田二丁目）【対象】ご家庭で不用となった園芸用土。事業や園芸用以外の用途で

使用された土は対象外となります。土以外の枝や石等は回収できませんので事前に取り除いてください。【回収方法】実施店舗の園芸屋外レジで受け付けし、お持ちになった土をふるいにかけて回収袋にお入れください。ふるいに残った異物や持ち込んだ袋等は持ち帰り、ルールに従ってご自身で処分してください。環境課ごみ減量推進係☎042-497-2534 ※持ち込み量の制限はありませんが、多量にお持ちいただいた場合も、店員の補助等を受けることはできません。

◆園芸用土の水平リサイクルシステム



◆店舗での回収の様子 ◆循環型園芸用土販売の様子



募集

きよせ市民まつり2026
子どもスタッフ

オリジナル法被を着て、スタッフと一緒に市民まつりに参加しませんか？
【対】小学4年生～中学3年生。先着9人
【日】10月18日(日)午前10時～午後4時のうちの30分程度（選択いただく活動内容により活動時間帯が異なります）
【内】会場内アナウンス、大学生と一緒に会場内の美化活動、民謡踊りへの参加など（参加特典あり）
【申】9月15日～30日に申込みフォームで
【問】シティプロモーション課プロモーション係☎042-497-1808

詳しくはこちら

申込みフォーム

最高裁判決に伴う生活保護費の追加給付

平成25年に国が行った生活扶助基準の引き下げをめぐる訴訟において、令和7年6月の最高裁判決での指摘を受け、対象者に保護費の追加給付を行っています。平成25年8月から令和8年3月までの間に、清瀬市において生活保護を受給していた期間がある方は、お申し出（手続き）が必要です。

なお、清瀬市において現在生活保護受給中の世帯の方でも、対象期間中に生活保護の廃止期間がある場合は、別途お申し出（手続き）が必要です。詳しくは、下記コールセンターに確認してください。

※現在、清瀬市で生活保護受給中の世帯の方は、給付額を算定次第、令和8年10月中に給付する予定ですので追加給付を受けるにあたり、お申し出（手続き）は不要です。

※給付金額は当時の年齢、世帯人数、保護を受給していた期間、加算の有無などによって異なります。

【問】清瀬市保護費追加給付コールセンター☎050-3821-7118（土・日曜日、祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分）、生活福祉課生活福祉係☎042-497-2070

消費生活相談の現場から

【事例】

スマートフォンでゲームをしていた際、「お試し価格！70%引き育毛ローション」の広告が画面に表示され、興味を持ち購入の申込みをした。一度だけの購入のつもりでいたところ、翌月もまた同じ商品が届いてしまった。そこでではじめて定期購入契約であることに気付いた。毎月購入していくつもりはないので、2回目以降の購入をやめたい。どうしたらよいか。

【アドバイス】

定期購入契約は解約手続きをしない限り定期的に商品が送られてくるという契約です。動画共有SNSや動画配信サービスなどを利用中に表示された広告から商品を購入した結果、定期購入であることに後から気付いたという相談が多く寄せられています。

特定商取引法の通信販売の規定では、最終確認画面と呼ばれる注文確定の直前に注文内容を表示する画面に、定期購入であることを分かりやすく表示させるほか、回数・1回あたりの価格・総額・支払い時期や方法・引き渡し時期・申込みの撤回及び

定期購入契約になっていたことに後から気が付いた！

解除に関する記載が義務付けられています。必要事項が記載されていない場合は、契約を取り消すことが可能です。この事例では、最終確認画面に2回目以降の総額表記がなく、定期購入契約の取り消しをすることができました。証拠を残しておくためにも、インターネットで商品を購入する場合は注文を確定する前に、広告表示や最終確認画面のスクリーンショットを保存しておくことをお勧めしています。

スマートフォンをご利用時に表示された広告を見て注文する際は、安い値段に釣られて直ぐに申し込むのではなく、定期購入になっていないか十分に確認してから申込みをするようにしましょう。お困りの際は消費生活センターまでご相談下さい。

【問】消費生活センター
☎042-495-6212（相談専用）
※つながらない場合は
☎042-495-6211

東京アプリ生活応援事業の対面サポートを開催！

東京アプリの参加方法や、11,000東京ポイントの受け取り手順を対面でサポートします。

【対】東京アプリ生活応援事業への参加をご希望の方。各回先着24人程度

【開催期間】10月13日(火)～15日(木)いずれも午前10時、11時30分、午後2時、午後3時30分（各回50分枠）

【場】清瀬けやきホール【持】スマートフォン（対象機種は上記ホームページをご確認ください）、マイナンバーカード（マイナンバーカード作成時の暗証番号（4桁の数字）が必要です）

【申・問】東京アプリ専用コールセンター☎03-6901-7979（音声案内に従い、「4」を押してください）。午前9時～午後7時（土・日曜日、祝日含む）

令和8年市議会第3回定例会

令和8年市議会第3回定例会は、下表のとおり開会中です。

【問】議会事務局議事係☎042-497-2567

月	日・曜日	時間	内容
9	15(火)	午前10時～	決算特別委員会 本会議（最終日）
	16(水)		
	17(木)		
	25(金)		

清瀬市議会ホームページ